

政 令

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年七月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百十六号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十五条第二項（特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）附則第三条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第六号中、「十六万八千六百円」を「十一万八千円」に、「十万二千円」を「七万千円」に、「十三万四千九百円」を「九万四千円」に、「十五万七千七百円」を「十万六千円」に改める。

附則第三項中、「十六万八千六百円」を「十一万八千円」に、「十万二千円」を「七万千円」に、「十三万四千九百円」を「九万四千円」に、「十五万七千七百円」を「十万六千円」に、「十五万四千六百円」を「十万八千円」に、「十二万三千七百円」を「八万六千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に納付すべきであった手数料については、この政令による改正後の第一条第二項の表第六号及び附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財務大臣 野田 佳彦  
経済産業大臣 海江田万里  
内閣総理大臣 菅 直人

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年七月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百十七号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一号中、「36」を「46」に改め、「27」から「36」までを削り、「26」を「32」とし、「25」を「32」とし、「24」を「37」とし、同号「23」中（北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五二秒）を削り、同号中「23」を「36」とし、「22」を「35」とし、同号「21」中（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）を削り、同号中「21」を「34」とし、「18」から「20」までを「31」から「33」までとし、同号「17」中（北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒）を削り、同号中「17」を「30」とし、「16」を「29」とし、同号「15」中（北緯三三度五七分四四秒東経一三〇度五七分四七秒）を削り、同号中「15」を「28」とし、「1」から「14」までを「14」から「27」までとし、同号に「1」から「13」までとして次のように加える。

- (1) 六連島三角点（北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五二秒）から四〇度四五分二、八九〇メートルの地点
  - (2) 六連島三角点から七四度一、九七〇メートルの地点
  - (3) 六連島三角点から一九度一、八二〇メートルの地点
  - (4) 若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）から五一度二、二八〇メートルの地点
  - (5) 若松洞海湾口防波堤灯台から七〇度一五五分一、八八〇メートルの地点
  - (6) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇六度三〇分三、四八〇メートルの地点
  - (7) 砂津防波堤灯台（北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒）から二度一、三三〇メートルの地点
  - (8) 砂津防波堤灯台から四二度一、三四〇メートルの地点
  - (9) 砂津防波堤灯台から五三度三、四二〇メートルの地点
  - (10) 砂津防波堤灯台から五二度三、七四〇メートルの地点
  - (11) 門司塔灯台（北緯三三度五七分四四秒東経一三〇度五七分四七秒）から三三〇度四五分二、九一〇メートルの地点
  - (12) 火ノ山三角点（北緯三三度五八分二八秒東経一三〇度五七分三八秒）から一九一度一、〇二〇メートルの地点
  - (13) 火ノ山三角点から七二度三〇分三、三〇〇メートルの地点
- 別表第二十一号に次のように加える。
- (40) 六連島三角点から一一度一五分二、一〇〇メートルの地点
  - (41) 六連島三角点から一一〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点
  - (42) 六連島三角点から一九九度四五分二、一八〇メートルの地点
  - (43) 六連島三角点から一七七度四五分一、八六〇メートルの地点
  - (44) 六連島三角点から一二六度三〇分一、〇八〇メートルの地点
  - (45) 六連島三角点から六五度三〇分一、〇二〇メートルの地点
  - (46) 六連島三角点から三五度四五分一、二五〇メートルの地点
- 別表第二十六号を次のように改める。
- 十六 竹富南航路
  - (1) から「36」までに掲げる地点を順次に結んだ線及び「1」に掲げる地点と「36」に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち「37」から「61」までに掲げる地点を順次に結んだ線及び「37」に掲げる地点と「61」に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域
  - (1) 竹富三角点（北緯一四度一九分五五秒東経一二四度五分一〇秒）から二七〇度四五分四、二六四メートルの地点
  - (2) 竹富三角点から二六〇度四五分三、〇〇四メートルの地点
  - (3) 竹富三角点から二三八度四五分二、七一一メートルの地点